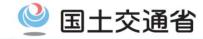
企業評価制度 関連資料集



公共工事の入札・契約までの一般的な流れにおける企業評価





経営規模、経営状況、技術力、社会性等(社会保険・建退共・企業年金・法定外労災の加入、 営業年数、防災協定、法令遵守、経理の状況、研究開発費、建設機械保有、ISO、若年)

公共事業の入札に参加しようとする建設業者に対し、建設工事の規模・技術的水準等に 見合う能力がある建設業者を選定するため、経営に関する客観的事項について審査

◆個別工事ごとの入札参加条件

- ・工種・等級の選定
- ・施工実績
- · 配置予定技術者
- 地域要件

(県であれば出先事務所管内業者、 市町村であれば市町村内業者 等)等

公共工事の元請 公共工事,民間工事 に共通 建設業許可 経営事項審査 決算期ごと) (5年ごと) 取 許可行政庁にて実施

発注者ごと

競争参加: 入札参加条件個別工事ごとの ランク分け

工事ごと

入札

参

評価値

価格競争

価格のみ

総合評価

価格と品質(技術力等)

技術評価点

契 約

落札者の決定

◆建設業許可の要件

- •経営業務管理責任者
- •営業所専任技術者
- ·財産的基礎·金銭的基礎
- ・暴力団員でないこと

建設工事の適正な施工を確保する ため、建設業に関する経営経験、 技術者の設置、財産的基礎等に ついての要件を満たした事業者を 許可

◆発注者別評価点

◎工事関連項目

(工事成績、技術者数、表彰実績 等)

資格審查

◎社会性関連項目

(防災協定、地元雇用等)

個別具体の契約の実態に即した 一般競争を行わせられるよう、 必要な資格を付加的に定める審査

【総合評価落札方式の評価方法】

◆技術提案者(入札参加者)の中 から評価値が最大の者を契約 の相手方として決定する。

技術評価項目

技術提案

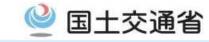
工事の施工能力 実績、成績、

手持ち工事量等

配置予定技術者の能力

入札価格

競争参加資格者名簿の作成と発注標準(国土交通省直轄工事の場合)



〇直轄工事においては、企業の経営規模等による経営事項審査点に、工事受注や総合評価の参 加実績による技術評価点を加算した総合点数に応じて企業の格付けを行い、各等級別に発注の 標準とする工事金額(いわゆる発注標準)を定めている。

経営事項評価点数 + 技術評価点数 = 総合点数

		経営事項評価点数 = (0.25X ₁ +0.15	X ₂ +0	.20Y+0.25Z+0.15W
	X ₁	①完成工事高(許可業種別)			①労働福祉の状況
経営規模	X ₂	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益			②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性·効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	その他審査項目 (社会性等)	w	④法令遵守の状況⑤建設業の経理の状況⑥研究開発の状況⑦建設機械の保有状況⑧国際標準化機構が定めた規格の取得の状況
技術力	Z	①元請完成工事高(許可業種別) ②技術職員数(許可業種別)			⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び 確保の状況

発注量と企業数のバランスを図り、 総合点数の上位企業から上位等級 に格付け

技術評価点数 = 【換算係数 α 】 × 【技術評価点素点】 α α

【技術評価点素点】=

<直轄工事の受注実績>

∑{(【成績評定】-65)×【技術的難易度】×【**災害対応実績係数】×**/【工事規模】×【総合評価】×【部局係数】×【調整係数】×【直近係数】}

<総合評価方式への参加実績>

【技術的難易度】 $+0.5 \times \Sigma$

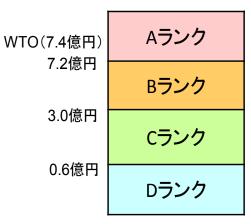
<地方公共団体の受注実績>

+0.5×∑{(【成績評定】-成績評定平均点)

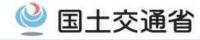
、 【工事規模】×【総合評価】×【部局係数】×【直近係数】}

x/【工事規模】×【調整係数】×【直近係数】}

発注標準(一般土木)



等級区分の実態(直轄工事一般土木の例)

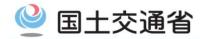


			実態		
等級区分	経営形態	受注企業率 ※2カ年(H26·H27)		金額シェア H26・H27)	
А	全国規模	96.8% (30社/31社)	220件(7.1件/社) 6,241億円(201.3億円/社)	件数 4% 金額37%	件数11%
В	全国又は 複数の地域ブロック単位	90.0% (90社/100社)	448件(4.5件/社) 1,768億円(17.7億円/社)	件数 7% 金額11%	金額48%
С	都道府県単位	24.9% (1,467社/5,888社)	5,355件(0.9件/社) 8,588億円(1.4億円/社)	件数87% 金額51%	件数89%
D	仰退府 朱 早 也	0.7% (89社/12,852社)	149件(0.007件/社) 54億円(0.0008億円/社)	件数 2% 金額 1%	金額52%

[※] 各地方整備局(空港・港湾関係、北海道除く)の契約データを基に作成

○ 経営事項審査制度について

経営事項審査の受審企業等について(再掲)



〇 建設業許可業者数約47万業者のうち、経審を受審しているのは約30%の約14万業者。法律で受審が義務付けられている公共工事の元請約6万業者のほかに、約8万の業者が受審。 ※建設業許可業者数は平成28年3月末現在

民間工事プロパー業者 (約9万業者)

経営事項審査受審企業 (約14万業者)

H4年度末:約12万業者 H11年度末:約20万業者 H27年度末:約14万業者

公共工事元請業者 (約6.0万業者)

H4年度:約7.0万業者 H11年度:約8.6万業者 H27年度:約6.0万業者

※参考

平成4年度:建設投資のピーク 平成11年度:許可業者数のピーク

スーパー(※2)5社

全国展開している大手ゼネコン(47社)

地域を地盤とする中堅ゼネコン(約2万社)

完工高のある業者 (約22万業者) (うち、<u>専業業者</u> は約18万業者)

H4年度:約29万(専業25万)業者 H11年度:約31万(専業26万)業者 H26年度:約22万(専業18万)業者

専門工事業者

・電気設備、管工事、内装などの専門工事を担い、主に元請企業の下請けとなる業者

本業は別にあるが、本業との関連で建設業の許可を得ている業者

- ・製造業(機械メーカーが、機械器具設置工事を行うために取得)
- ・小売業(百貨店や町の電気店が、インテリア製品や家電を販売する際の付帯サービスとして内装工事や電気工事を行うために取得)

許可業者 <u>(約47万業者)</u>

H4年度末:約53万業者 H11年度末:約60万業者 H27年度末:約47万業者

- ※1:完成工事高のある業者とは、建設工事施工統計調査票に施工実績(100万円以上)の記載があった業者
- ※2:完成工事高約1兆円クラス

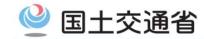
(出所)許可業者数: 国土交通省「建設業許可業者数調査」

完工高のある業者数 :国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

公共工事元請業者数:東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業保証調べ

経営事項審査受審業者数:国土交通省調べ

経営事項審査の審査項目(再掲)



完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点/最低点	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
性呂別铁	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点: 2,280点 最低点: 454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性·効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点: 2,441点 最低点: 456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	最高点:1,919点 最低点:0点	0.15
総合評定値	Р	0.25X1+0.15X2+0.20Y+0.25Z+0.15W	最高点:2,136点 最低点:281点	

経営状況 (Y)

①負債抵抗力:純支払利息比率・負債回転期間

②収益性·効率性:総資本売上総利益率·売上高経常利益率

③財務健全性:自己資本対固定資産比率·自己資本比率

④絶対的力量:営業キャッシュフロー・利益剰余金

経営状況分析(Y)の算式と意味



経営状況(Y)の算式と意味

★ 経営状況の評点は、下記の8比率を計算し、この数値を総合して算出します。

		比率項目	計算式	上限値下限値	一
 負 債 抵	X1	純支払利息比率	支払利息-受取利息配当金 売上高	-0.3% 5.1%	
抗力	X2	負債回転期間		0.9ヶ月	
効 率 性	ХЗ	総資本売上総利益率	売上総利益 	63.6% 6.5%	─️↑ ↑ 状況を示す比率で高いほど良い。
率性	X4	売上高経常利益率	経常利益 	5.1% -8.5%	── ↑ ↑ す比率で高いほど良い。
財務	X5	自己資本対固定資産比率	自己資本 ————————————————————————————————————	350.0% -76.5%	──
健 全 性	X6	自己資本比率	自己資本 ×100 総資本	68.5% -68.6%	─ ↑
絶対	X7	営業キャッシュフロー	営業キャッシュフロー(**) (2期平均)	15.0億円 -10.0億円	
的 力 量	X8	利益剰余金	利益剰余金 	100.0億円 -3.0億円	

- (*)総資本(2期平均)が3000万円未満の場合は、3000万円とみなして計算する。
- (**) 営業キャッシュフローの計算式は次のとおり。

経常利益+減価償却実施額-法人税住民税及び事業税±貸倒引当金増減額 ±売掛債権増減額±仕入債務増減額±棚卸資産増減額±未成工事受入金増減額

売掛債権=受取手形+完成工事未収入金 仕入債務=支払手形+工事未払金 棚卸資産=未成工事支出金+材料貯蔵品

経営状況点数(A)

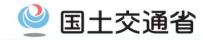
A=-0.4650×(X1)-0.0508×(X2)+0.0264×(X3)+0.0277×(X4) +0.0011×(X5)+0.0089×(X6)+0.0818+(X7)+0.0172×(X8)+0.1906 (小数点第3位を四捨五入)

経営状況の評点(Y)

Y=167.3×A+583 (小数点第1位を四捨五入)

最高点: 1,595点 最低点: 0点

その他の審査項目(社会性等)(W)の詳細(再掲)

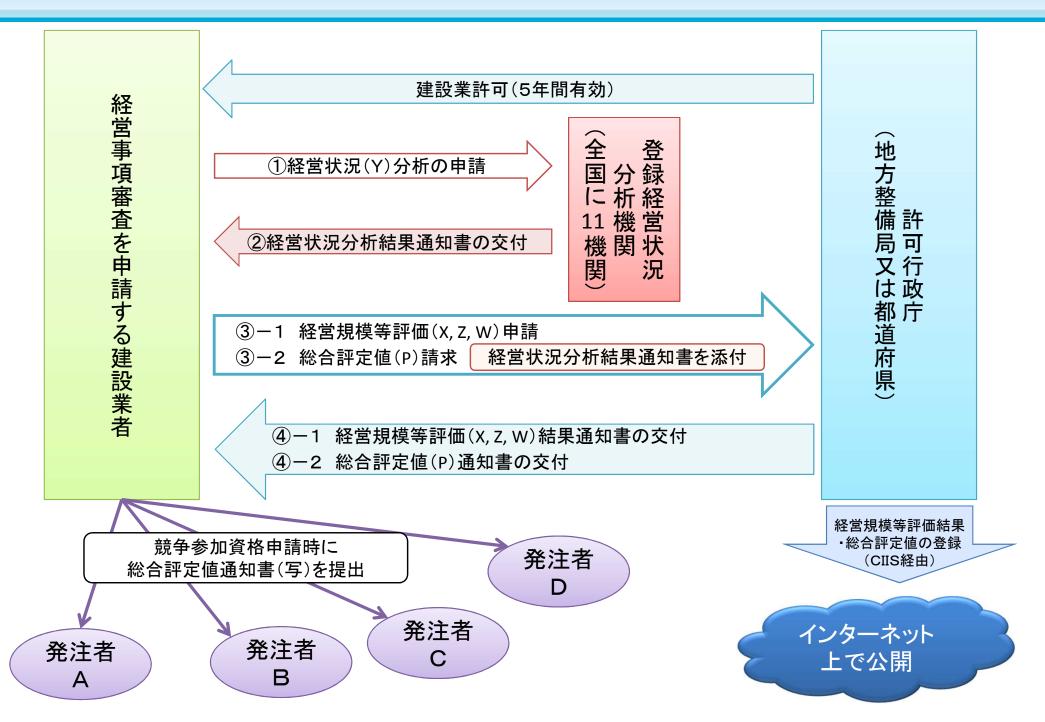


評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1 : 労働福祉の状況	45	-120	_
雇用保険未加入	0	-40	平成6年
健康保険の未加入	0	-40	平成6年
厚生年金保険の未加入	0	-40	平成6年
建退共加入	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入	15	0	平成6年
W2:建設業の営業継続の状況	60	-60	_
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成23年
W3:防災活動への貢献の状況	15	0	平成18年
W4:法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W5:建設業の経理の状況	30	0	-
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6:研究開発の状況	25	0	平成20年
W7 : 建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8:国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0	平成23年
W9:若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
合計(A)	202	0	
W評点(A×10×190÷200)	1,919	0	

総合評定値(P)=0.25X₁+0.15X₂+0.20Y+0.25Z+<mark>0.15W</mark>

経営事項審査申請の流れ





経営事項審査制度の変遷1



昭和25年: 経営事項審査制度の制定

中央建設業審議会が「建設工事の入札制度の合理化対策について」を決定し、「建設業者事前資格審査要領」を定めて、公共工事の重要発注機関に対して実施勧告を行ったことにより創設。

【建設工事の入札制度の合理化対策について】

建設事業の公共性並びに工事の特殊性に鑑みるとき、建設工事の入札については、<u>建設業者の信用、技術、施行能力等を特に重視すると共に、あわせて公正</u> <u>自由な競争を図らなければならない</u>。かかる観点に立つとき建設工事については無条件の一般競争入札は不適当と考えられ、制限附の一般競争入札と指名競争 入札とを併用し、<u>入札について合理的な基準を設ける必要がある</u>と考えられる。(中略)

一 方針 本要綱の制限附の一般競争入札と指名競争入札は<u>入札参加申込の建設業者について<mark>能うる限り客観的標準に基きその資格を審査して等級を附し</u>、</u> (中略)資格審査及び入札の方法においては<mark>大業者のみを偏重とすることなく、中小業者の保護助長に留意するものとする</mark>。 (以下略)</u></mark>

【建設業者事前資格審査要領】

一、方針 事前資格審査はこれを一定の基準による<u>建設業者の適格性に関する資格審査</u>及び点数計算による<u>工事施行能力審査</u>の二つの方法により決定し競 争入札に参加せしめようとするものである。(以下略)

昭和36年: 経営事項審査制度の法制化(建設業法改正)

【建設業法 第4章の2 建設業者の経営に関する事項の審査】

第二十七条の二 (経営に関する事項の審査)

建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で建設省令で定めるものの入札に参加しようとする建設業者で建設大臣又は都道府県知事に申出をしたものにつき、経営規模その他経営に関する客観的事項の審査を行うことができる。

平成6年: 入札制度改革、経営事項審査制度の受審義務化(建設業法改正)

公共工事をめぐる不祥事が相次いでおきた自体を重く捉え、中央建設業審議会が「公共工事に関する入札・契約制度の改革について(平成5年12月)|を建議。これを受けて、経営事項審査の受審を建設業者に対して義務付け。

第二十七条の二十三 (経営事項審査)

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた建設大臣又は都道府県知事の審査を受けなければならない。

経営事項審査制度の変遷2



~平成11年: 有利子負債に着目した経営状況分析指標への抜本改正

- 当時の建設業界を取り巻く経営環境の変化は著しく、特に公共事業への依存度の高い中小・中堅建設企業や不良資産を抱えた大手ゼネコンは厳しい経営環境に直面していた。受注の減少や不良資産の処理の遅れを原因として、平成9年7月以降の大手ゼネコンの相次ぐ会社更生手続開始の申立てをはじめ**建設企業の倒産が急増し、自主廃業を含め市場からの退出が増加していた**。
- こうした状況に対応するため、昭和63年に選定されて以降変更のなかった経営状況分析における指標(算定式)について、平成11年に 抜本的な見直しを行った。
- 収益性、流動性、安全性、健全性を反映する12指標を決定。

【選定における経緯】

(平成9年10月~12月 経営状況見直し研究会)

・有利子負債等を反映する新たな指標群から、適正な指標を選定するという方向性を決定。

(平成10年2月 中央建設業審議会基本問題小委員会 建議 抜粋)

- 「…<mark>最近相次いで発生している建設業者の経営破たんなどに見られるように建設業を取り巻く経営環境が厳しくなる中で、</mark>建設業者の経営状況が 経営事項審査に一層的確に反映されるようにしていく必要がある。
- …経営状況分析の評点分布の幅を拡大することにより、経営状況分析の比重の実質的拡大を図る必要がある。
- …不良資産の反映等の観点も含めて、指標の妥当性等について検討を行い、早期に結論を得る必要がある。」

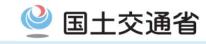
(平成10年6月~12月 経営状況分析見直し検討ワーキンググループ/経営状況分析見直し作業部会)

- ・想定される163の指標(有利子負債等を反映する指標を含む)から、統計分析・相関分析・因子分析・判別分析を経て選定。
- ・収益性、流動性、安全性、健全性を反映する12指標を決定。

平成20年: 経審制度の抜本改正と、実態に即した分析指標への全面的見直し

- 社会情勢の変化の中で、公正かつ実態に即した評価基準を確立し、生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押しする ために、経営事項審査制度の全体について抜本的な改正が行われた
- この際、経営状況分析の部分についても全面的な見直しを実施。
- 小規模・零細企業において実際の評点分布の幅が大きく、企業実態に比べ過大な評価が成される傾向があるなど、評点分布が企業実体と 乖離しているのではないか、評価の内容が固定資産に関連したものに偏っており、資産の保有が点数に不利に影響してしまうため、必ず しも実態に即していない、といった指摘を契機に見直しを検討。また、会計基準の差が評点に与える影響を極力小さくした。
- 負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量を反映する8指標を決定。

民間等での経営事項審査の利用状況について①



- 〇 経営事項審査の結果については、競争参加者選定手続の 透明性の一層の向上による公平さの確保等の観点から、平 成10年2月4日の中建審での審議に基づき、同年12月 よりホームページにて直近1年分の総合評定値通知書を公 開している。
- 現在は直近分のみの公開であるが、毎年、過去分の経審 結果の公表を求める声が寄せられており、その件数の累計 は約400件にのぼる。(電話等での問合せ。平成27年 2月時点)
- 〇 問合せの主体が明らかになっているものから判断するに、 <u>許可行政庁や公共発注者のみならず、建設企業、金融機関、</u> <u>弁護士、マスコミ等からの要望も相応にある</u>。
- 各主体がそれぞれどのような趣旨で当該問合せを行った かまでは詳細な記録が残っていないものの、その多くは<u>取</u> <u>引先の信用力把握、建設企業の経営内容等の基礎情報入手、</u> <u>リサーチ機関における業界分析情報収集等の一環</u>として経 営事項審査を活用しようと意図したものと予想される。
- O また、「経審のランキングを公表して欲しい」などの要望も各所からある。

【過去分の経審結果の公表に関する要望主体 (判明しているもの)】

建設企業等 : 22件

建設業関連団体 : 4件

地方公共団体等 : 19件

金融機関 : 13件

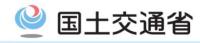
· 弁護士·行政書士等: 8件

マスコミ : 4件

・その他、企業情報会社や商社等

※(一財)建設業情報管理センターからの情報

民間等での経営事項審査の利用状況について②



民間等発注者、建設企業での活用状況

- ○元請企業が、下請企業の経審の結果を確認して、協力企業を選定するための参考としているケースがある。
- ・そのため、元請となることを想定しておらず、本来ならば経審 を取得する必要のない企業であっても、元請からの仕事を得 るために、元請企業の評価制度として設計された経審におい て高い点数を取得できるよう、常に気にかけながら経営を 行っていくというケースも発生している。
- ○公共工事の請負契約のみならず、業務代行等 のゼネコンが対象とされうる民間発注者等の 委託契約においても、経審の結果を勘案して 応募資格等を定めていることがある。
- ・例えば、業務施行能力の高い業者を選定するため、あらかじめ 上位企業の経審点数を把握し、<u>大体経審〇点以上の企業でな</u> ければ応募できないように資格要件を設けるなど。

その他の主体(金融機関等)での活用状況

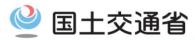
- ○新規取引先への営業をかけるための基礎資料 として、経審の結果を確認するケースがある。
- ・企業として活用を促進している訳ではなく、あくまでも担当者 個人が「経審」を情報として知っていれば確認することもあ るという程度。
- ・総合評定値 (P点) よりも、<u>企業規模 (X点) や経営状況 (Y</u> <u>点) といった企業経営の中身</u>を参考までに見ることがある。
- 訪問する企業のホームページで基礎情報を見るのと同じ感覚。
- ○建設企業の与信判断の一環として経審の点数 を見ることがある。
- ○経営事項審査は建設企業の経営に関する基礎 的な情報を一通り含んでいるため、上記のほ か、企業リサーチ会社等における建設業界分 析のデータとして利用されていることもある。

○ 経営事項審査制度 詳細・データ編

(参考)経営事項審査制度の変遷(詳細)

・維持更新時代の到来に伴う適正な施工体制の確保のため、解体工事業

平成28年



制度制定以降、細かな審査項目の変更等を行いながら、昭和31年には希望する発注機関に対して総合数値に関する資料を配付することとし、**昭和36年からは経営に関 する客観的事項の審査が法制化**された。

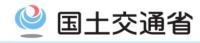
	全建設業審議会の意見を踏まえ、建設省告示	こことり審査の項目 2	及び基準を定め、同時に点数評価	について建設業課長通	通達を発出して、ほぼ現行制度の形が
	指 門 門 記		目的		主な改正内容
昭和48年	・建設需要が伸びる中で施工能力や資力、信用に問題のある業 現れている中で、建設業の工事業種別許可制度の採用と下請 る建設業法改正。		<u>業者の参入防止</u> 恪審査における許可業種別の格付設定	・客観的事項の整	の名称をはじめて使用 理が行われ、許可行政庁が作成する経審結果の「便宜参 <mark>6望する発注機関に配布</mark> することとされる(従来は中央建 成)
昭和63年	・発注機関における経審の利用が普及しつつある中で、評価項 チェック体制が不十分		に優れた企業の評価 に対する十分なチェック体制の充実	·経営状況(経営の ·審査手続(添付	の健全性)に関する審査項目の拡充 <u>書類)の厳正化</u>
平成6年 (建設業者への 受審義務付け)	・首長とゼネコン幹部の贈収賄により、公共工事への国民の信 毀損 ・この事態を踏まえ、中建審の建議で、不正が起きにくいシステ め、一般競争入札の本格的な採用等を提言	: · <u>技術と経営</u>	「透明性・客観性」の向上 <u>こ優れた企業の「総合力」の適正な評価</u> た「分かりやすい」制度	査に移行・経営規模(完工)	国項目の一部(工事の安全成績・労働福祉)を経営事項審 高等)のウエイト縮減、技術力・経営力を計る指標の導入 フェイトが明示される算出式へ
平成10年	・建設業許可業者の増加の一方で建設投資の停滞、WTO政府 の発効に伴う海外企業の本格的参入などによる建設市場の競		技術力の重視 だけでなく質的な側面をも重視した経営への転換 業者の排除	・・建設業法の28 ・・ 鋼橋上部)	<mark>る完成工事高の比重を縮減</mark> 業種に加え、専門的工種単位の評価を内訳表示(例. PC、 D虚偽記載の防止措置
平成11年	・大手ゼネコンの相次ぐ更正手続開始等により建設業者の倒露 ・証券取引法適用企業に係る連結決算開示の動き	: <u>L</u>	実態や経営環境の変化を的確に反映するための打 経営状況分析への反映	有利子負債に着	n確化 <mark>情目した指標を追加</mark> 経営状況分析評点を参考付記
平成13年	・日本経済の長期低迷による民間建設投資の低迷などの厳ししを乗り切るため、分社化による経営組織の革新や企業連携に 力強化の必要性の高まり		営を行う企業の適切な評価 の企業組織の革新や資本提携の強化への制度的	対応 ※グループ経営	ループ全体での評点を付与する「グループ経審」の導入 を営む建設業者全てを対象とすることは、大手優遇となる たな企業結合を伴う企業再編に限定して措置
平成17年	・ <u>地域防災の担い手としての建設業の重要性の高まり</u> 及び建設 らの評価の要望	業団体か・自らの負担 設業者をより	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	している建 : 国又は地方公共	・ 団体等との災害時の防災協定締結を評価
平成20年 (抜本改正)	・建設投資の減少による過剰供給構造の深刻化と地域企業の ・不良不適格業者の参入、ダンピングなどの不適切な競争に対 ・業界の再編淘汰やビジネスモデル転換の必要性の高まり	する懸念 <u>価基準の確</u> ⇒ <mark>経営</mark> ・生産性の向		・技術力と社会性 ・経理の信頼性向 ・連結決算による を押し・・上場企業等の子 ・度創設	:額(EBITDA)の評価を導入 のウエイト引き上げ 引上の取組を評価 経営状況分析(有報提出企業) 「会社の経営状況を親会社の連結決算で評価する認定制 ・」の要件緩和については、大手による地方分社化を懸念 送り
平成23年	・ペーパーカンパニーの高得点や、取引先に負担をかけて再生 者が公共工事へ再度容易に参入することへの批判の高まり	・再生企業に・審査項目の	ンパニー等による不正な高得点防止 対する批判への対応 充実に対する多様なニーズへの対応	再生企業(民再	る虚偽申請防止対策 ・更正法適用企業)への減点措置 k況、ISO取得状況の評価
平成24年	・技能労働者等の就労環境の改善に向けた社会保険未加入対 ・建設業の海外展開支援策強化の動き	策の動き・技能労働者 制度の見直 ・海外進出意		格化	保険及び厚生年金保険に未加入の場合の減点措置の厳 E績加算による評価制度の創設
平成27年	・改正品確法の公布・施行(H26.6.4)	・公共工事の 者責務を踏	担い手の中長期的な育成·確保等、改正品確法に まえた対応		負の育成及び確保の状況を評価 建設機械の種類を拡大

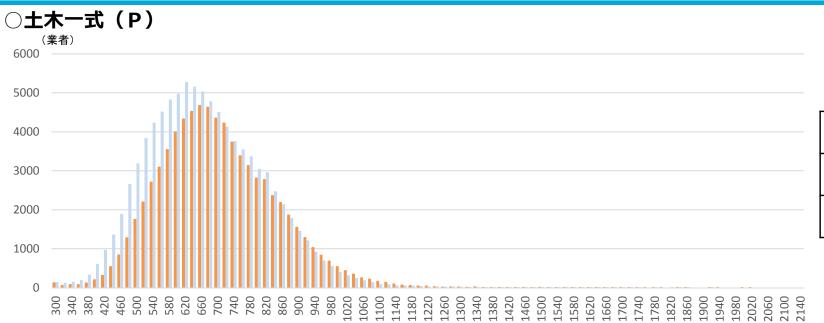
: ・業種区分の追加に対応

・解体工事業としての経営事項審査総合評定値を算出

品確法制定(平成17年) 経営事項審査の変遷と時代背景 担い手三法改正(平成26年) ・公共工事の品質確保に関する基本 理念及び発注者の責務の明確化 ・担い手の育成及び確保に関する責務の追加 価格と品質で総合的に優れた調達へ ・従前の28業種区分に解体工事業を追加 の転換 業法改正(昭和46年) 業法改正(昭和62年) 業法改正(平成6年) ・発注者をサポートする仕組みの ・公共工事における施工体制台帳作成義務化 業法改正(昭和36年) 明確化 建設業の許可制度の採用 特定建設業の許可基準の改正 建設業の欠格要件の強化 特定建設業の導入 建築士法等の一部を改正する法律 総合工事業者(現在の一 入契法制定(平成12年) 経営事項審査制度の改善 監理技術者制度の整備 請負契約の適正化に関する (平成18年) 式工事に相当)の創設 技術検定に係る指定試験機関 (公共入札業者受審義務 規定の整備 •経営事項審査制度法制化 制度の導入 化、虚偽記載への罰則の ・入契法違反の建設業者に対し、監 ・下請負人保護に関する規定 ・共同住宅を新築する建設工事に対 督処分を行うことができることとす ·経営事項審査制度の整備 設置) の新設 する一括下請負の全面的禁止 る等の規定の整備 (億円) (平成5年) 構造計算書偽装問題(平成17年) 1,000,000 第4次全国総合開発計画(昭和62年) (平成3年) 東京オリンピック開催(昭和39年) (平成20年~23年)マンショック・公共投資大幅減 東日本大震災(平成23年 建設冬の時 900,000 平成6年 経審受審義務づけ オイルショック(昭和48年) 霞が関ビル 代 800,000 東海道新幹線着工(昭和34年) 昭 和58年 昭和63年 、竣工(昭) 審査の厳正化 700,000 平成10年 6 量→質の評価へ 和43年 平成26年 600,000 改正品確法 年 への適応 平成11年 平成20年 Yは有利子負債分析 抜本改正 を主軸に抜本改正 500.000 平成13年~ 多様な経営形態 400,000 への対応 昭和48年 (昭和40年~45年) 許可行政庁審査^ 平成17年 (昭和33年 300,000 防災貢献を評価 昭 昭和29年~32年) 神武景気 岩戸景気 200.000 -~36年 100,000 昭和36年 経審法制化 昭和25年 経審制定 51 52 53 54 55 55 57 58 60 60 61 62 63 昭和50 41 44 48 49 5 6 (年度) 計 出所:国土交通省「建設投資見通し」より作成 ※昭和35年度より公表

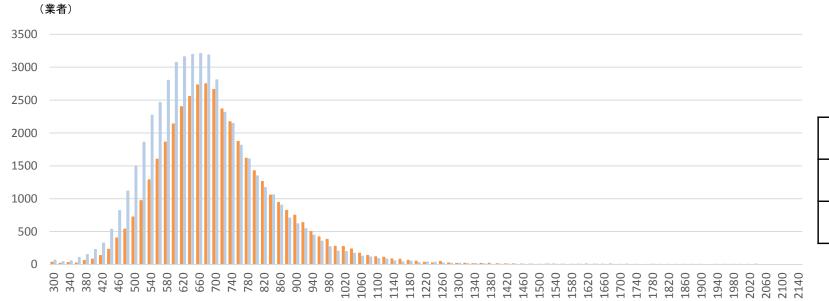
平成20年当初からの総合評定値(P)分布等の変化





	H28.11	H21.4
社数	77,965社	92,299社
平均点	694.6点	661.3点

○建築一式(P)



土木一式 総合評定値(P) ■H28.11 ■H21.4

	H28.11	H21.4
社数	41,414社	49,703社
平均点	702.0点	664.0点

専門工事業の総合評定値(P)分布等





	H28.11
社数	21,590社
平均点	721.4点

	表江工	(P)							电	えし ボ	芯百	計正	1世(P)													
700 ^{(業}	者)																											
600 -				الس																								
500 -			1		l.																							
400 -			Ш		II.																							
300 -			Ш		Ш																							
200 -		ull	Ш		Ш	h.																						
100 -		ıIIII	Ш		Ш	Ш	h.																					
0 -				1 1 1 1	1 1	1 1 1	1 1 1							1 1		1 1 1	1 1 1	1 1 1	111	1	1 1 1					111	111	٦
	300 360 420	480	009	099	720	780	840	900	1020	1080	1140	1200	1260	1320	1380	1440	1500	1560	1620	1680	1740	1800	1860	1920	1980	2040	2100	
一 全生	新 (D))								□ 柒 ←				て 定値			\leftarrow	\leftarrow	(1	\leftarrow	\leftarrow	(1	τ-1	τ-1	(7	1.4	(1	

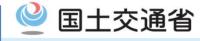
	H28.11
社数	7,765社
平均点	656.5点

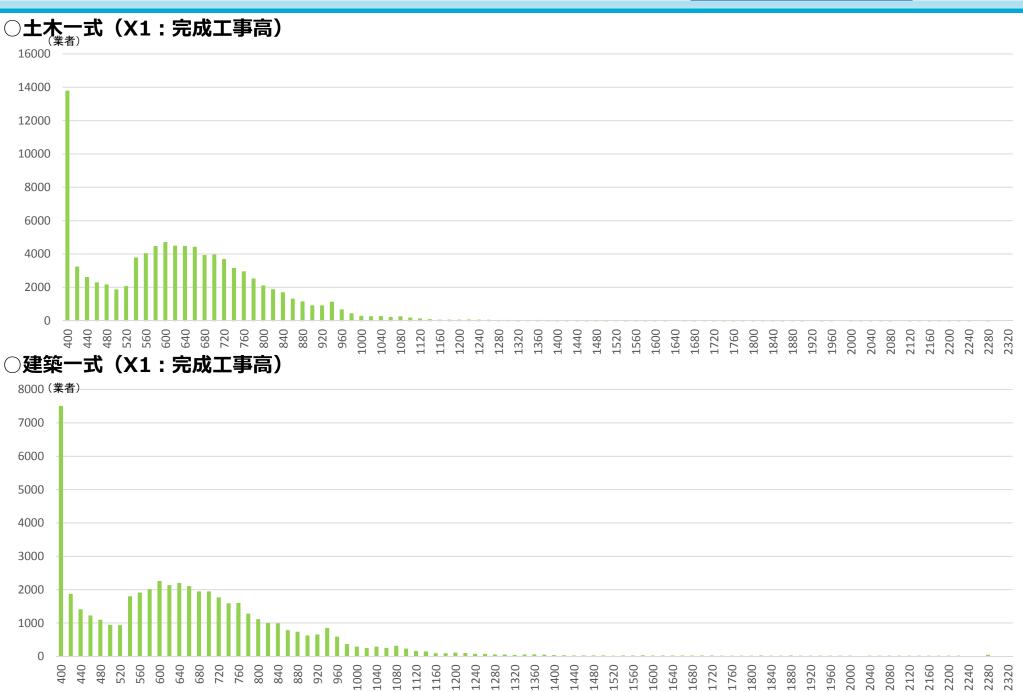
○鉄)						内]装仕	上	総合	ì評定	値(P)										
120 ⁽⁾	業者)																							
100 -				пH	ll .																			
80 -				Ш	ll .																			
60 -					Ш																			
40 -			hil		Ш.,																			
20 -			.IIIII		Ш																			
0									-		111	1111	1111				1111						1111	
	300 360 420	480	540 600	099	720	840	900	1020	1080	1140	1200	1260	1380	440	1500	1620	1680	1740	1800	1860	1920	1980	2040 2100	
								7	鉄筋			T F定値		Т	П -		Т	Т	П	1		← (7 7	×

	H28.11
社数	982社
平均点	664.9点

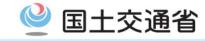
-式工事業における各項目の点数分布(X1)

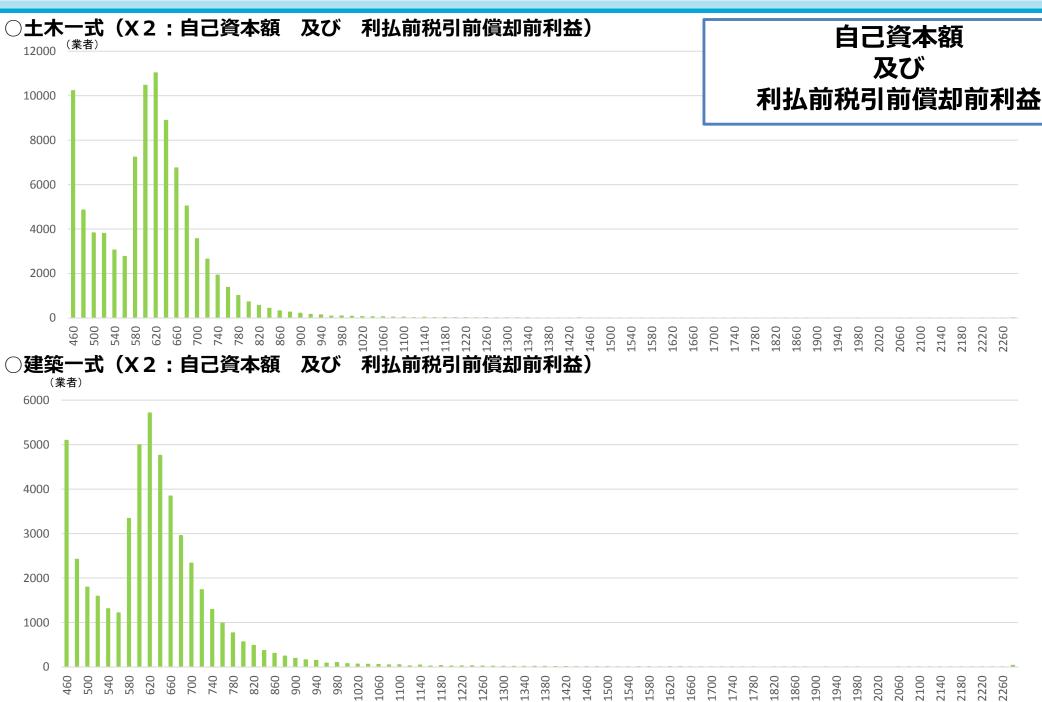
完成工事高





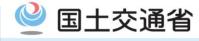
-式工事業における各項目の点数分布(X2)

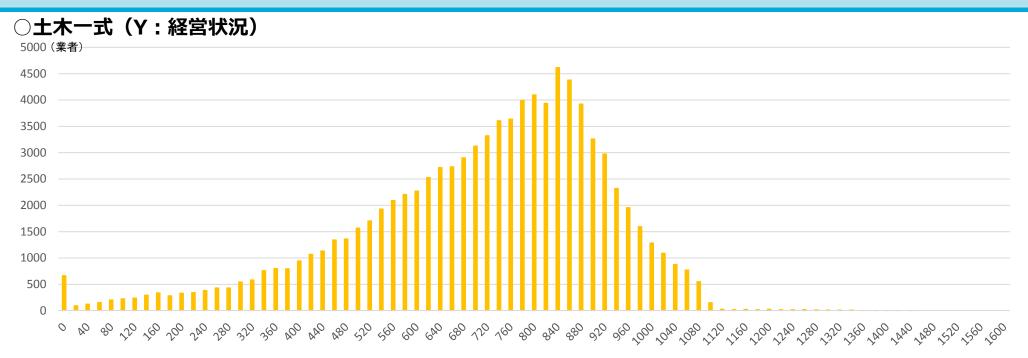




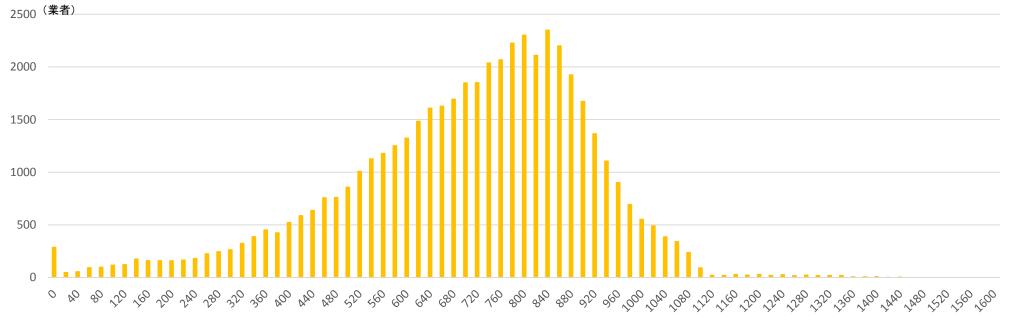
-式工事業における各項目の点数分布(Y)



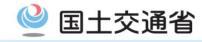


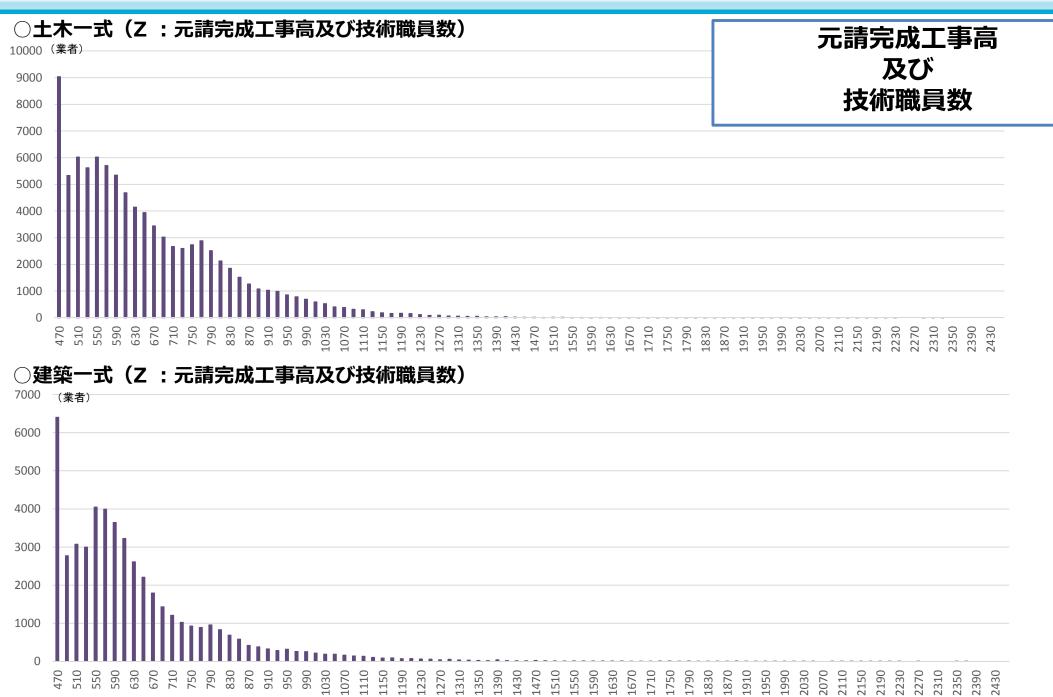


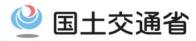




一式工事業における各項目の点数分布(Z)







(1)労働福祉の状況(W1)

89%

■加入 ■未加入 ■適用除外

	該当	非該当
雇用保険未加入	-40	0
健康保険の未加入	-40	0
厚生年金保険の未加入	-40	0
建退共加入	15	0
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0
法定外労災制度への加入	15	0

86%

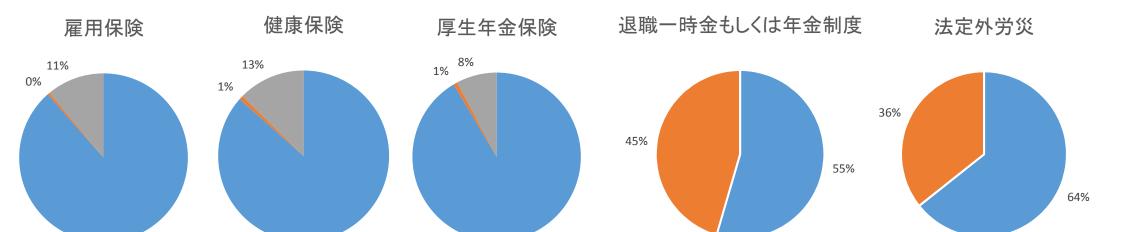
■加入 ■未加入 ■適用除外

適用除外の場合 は減点無し



■加入 ■未加入

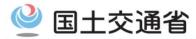
■加入 ■未加入



91%

■加入 ■未加入 ■適用除外

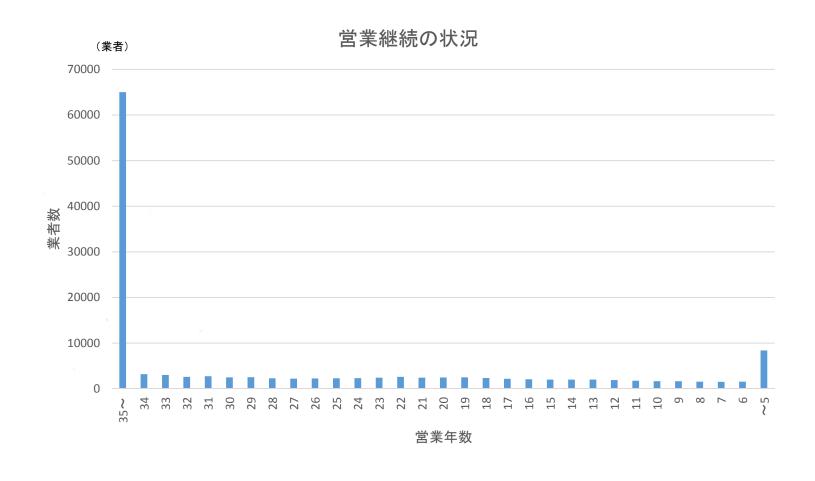
■加入 ■未加入

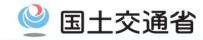


(2) 【別表-6】建設業の営業年数(W₂)

- ▼建設業の営業年数の点数(W₂)は、建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数を以下のテーブル表に当てはめて求める。
- ▼平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた時より起算するものとする。
- ▼ただし、営業休止期間は営業年数から控除しなければならない。

区分	営業年数	点 数		
(1)	35年以上	60		
(2)	34年	58		
(3)	33年	56		
(4)	32年	54		
(5)	31年	52		
(6)	30年	50		
(7)	29年	48		
(8)	28年	46		
(9)	27年	44		
(10)	26年	42		
(11)	25年	40		
(12)	24年	38		
(13)	23年	36		
(14)	22年	34		
(15)	21年	32		
(16)	20年	30		
(17)	19年	28		
(18)	18年	26		
(19)	17年	24		
(20)	16年	22		
(21)	15年	20		
(22)	14年	18		
(23)	13年	16		
(24)	12年	14		
(25)	11年	12		
(26)	10年	10		
(27)	9年	8		
(28)	8年	6		
(29)	7年	4		
(30)	6年	2		
(31)	5年以下	0		





(7) 【別表-12】研究開発の状況(W₆)

▼研究開発の状況の点数(W_s)は、研究開発費の額の平均の額を以下のテーブル表に当てはめて求める。

▼ただし、会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限 定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。

区分	平均研究開発	費の額	点 数
(1)	100億円以上		25
(2)	75億円以上	100億円未満	24
(3)	50億円以上	75億円未満	23
(4)	30億円以上	50億円未満	22
(5)	20億円以上	30億円未満	21
(6)	19億円以上	20億円未満	20
(7)	18億円以上	19億円未満	19
(8)	17億円以上	18億円未満	18
(9)	16億円以上	17億円未満	17
(10)	15億円以上	16億円未満	16
(11)	14億円以上	15億円未満	15
(12)	13億円以上	14億円未満	14
(13)	12億円以上	13億円未満	13
(14)	11億円以上	12億円未満	12
(15)	10億円以上	11億円未満	11
(16)	9億円以上	10億円未満	10
(17)	8億円以上	9億円未満	ç
(18)	7億円以上	8億円未満	8
(19)	6億円以上	7億円未満	7
(20)	5億円以上	6億円未満	6
(21)	4億円以上	5億円未満	5
(22)	3億円以上	4億円未満	4
(23)	2億円以上	3億円未満	3
(24)	1億円以上	2億円未満	2
(25)	5,000万円以上	1億円未満	1
(26)		5,000万円未満	0

454社

(約3%)

(6) 建設業の経理に関する状況 (Ws)

▼建設業の経理に関する状況の点数 (W_s) は、監査の受審状況 (W_{s1}) 及び公認会計士等

数 (W₅₂) の点数の合計として求める。

計算式:

建設業経理状況(W_s)=監査受審状況の点数(W_{s1})+公認会計士等数の点数(W_{s2})

▼【別表-10】監査受審状況の点数(Ws1)

区分	監査の受審状況	点	数	
(1)	会計監査人の設置			20
(2)	会計参与の設置			10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出			2
(4)	無			0

注)区分(3)の場合に確認・署名する経理実務責任者は、告示第一の四の5の口のイに 規定する公認会計士等(登録経理試験1級合格者含む)である。

▼公認会計士等数の点数 (Wsz) は、次の算式により「公認会計士等数値」を算出し、以下のテーブル表に当てはめて求める。

公認会計士等数値=公認会計士等の数(登録経理試験1級合格者を含む)×1+ 登録経理試験2級合格者の数×0.4

【別表-11】

- 里	公認会計士等数値					
区分点	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
年間平均完成工事高数	10点	8点	6点	4点	2点	0点
600億円以上	13.6以上	10.8以上 13.6未満	7.2以上 10.8未満	5.2以上 7.2未満	2.8以上 5.2未満	2.8未満
150億円以上 600億円未満	8.8以上	6.8以上 8.8未満	4.8以上 6.8未満	2.8以上 4.8未満	1.6以上 2.8未満	1.6未満
40億円以上 150億円未満	4.4以上	3.2以上 4.4未満	2.4以上 3.2未満	1.2以上 2.4未満	0.8以上 1.2未満	0.8未満
10億円以上 40億円未満	2.4以上	1.6以上 2.4未満	1.2以上 1.6未満	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	0.4未満
1億円以上 10億円未満	1.2以上	0.8以上 1.2未満	0.4以上 0.8未満	-	-	0
1億円未満	0.4以上	-		_	_	0

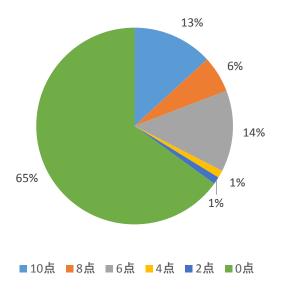
監査の受審状況	業者数
会計監査人の設置	1029
会計参与の設置	724
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	3469
無	132578

公認会計士等数值

(20点)

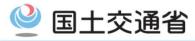
(10点)

(2点)



137,346社

約4%



(4) 【別表-8】防災協定締結の有無(W₃)

▼防災協定締結の有無の点数(W₃)は、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で災害時の防災活動等について定めた防災協定を締結している場合に15点として求める。

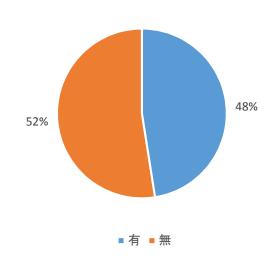
区分	防災協定締結の有無	点	数	
(1)	有			15
(2)	無			0

(8) 【別表-13】建設機械の保有状況 (W₇)

- ▼建設機械の保有状況(W₇)は、審査基準日において自ら所有している建設機械の合計台数を以下のテーブル表に当てはめて求める。
- ▼建設機械とは、建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)第 2 条第 2 項に規定する大型自動車のうち、同法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの(以下「大型ダンブ車」という。)並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第 1 項第 4 号に規定するつり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーンである。
- ▼審査基準日から起算して1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結しており、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダーについては労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項に規定する特定自主検査、大型ダンプ車については道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合には、当該建設機械を合計台数に加算することができる。

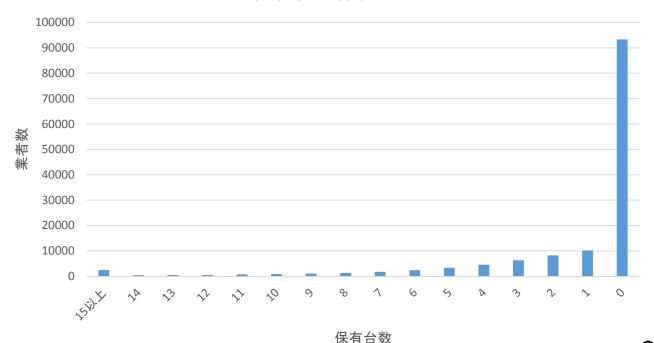
区分	建設機械の所有及びリース台数	点 数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	14
(3)	13台	13
(4)	12台	12
(5)	11台	11
(6)	10台	10
(7)	9台	9
(8)	8台	8
(9)	7台	7
(10)	6台	6
(11)	5台	5
(12)	4台	4
(13)	3台	3
(14)	2台	2
(15)	1台	1
(16)	0台	0





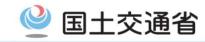
建設機械の保有状況

(業者)

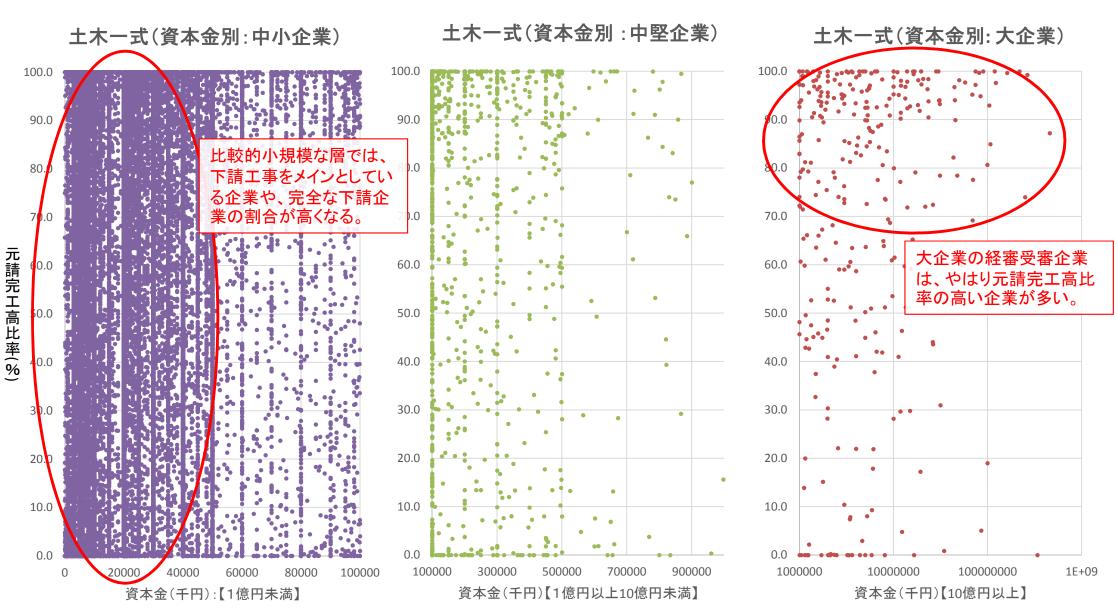


26 ※ 経営事項審査申請データより国土交通省算出(H29.1時点)

完成工事高における元請比率①(資本金別、土木一式)

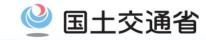


元請完工高比率 = 平均元請完工高 ÷ 平均完工高

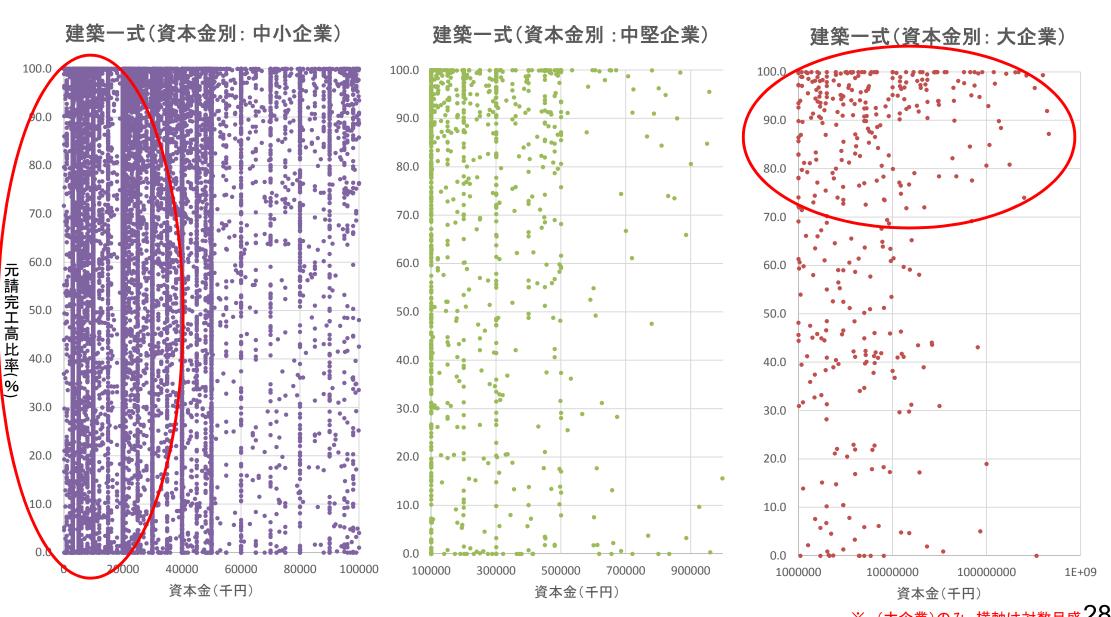


※ (大企業)のみ、横軸は対数目盛 27

完成工事高における元請比率②(資本金別、建築一式)



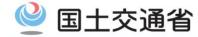
平均元請完工高 元請完工高比率 平均完工高



※ (大企業)のみ、横軸は対数目盛

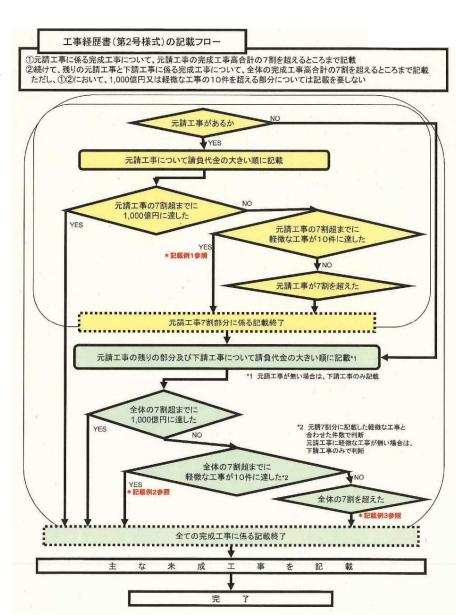
※ 経営事項審査申請データより国土交通省算出(H28.11時点)

(参考) 現行の工事経歴書の記載方法(許可事務ガイドライン抜粋)

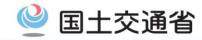


【第5条及び第6条関係】

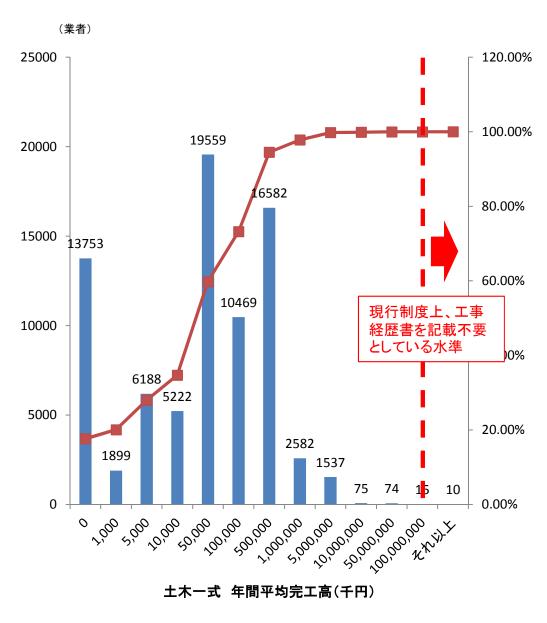
- 2. 許可申請書類の審査要領について (2)工事経歴書(様式第二号)について
- ③ 本表には、申請又は届出を行う日の属する事業年度の前事業年度の完成工事及び未成工事を記載する。なお、本表への記載を要する完成工事の範囲については、申請又は 届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者であるか否かにより異なる。
- (a) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
- イ 元請工事(発注者から直接請け負った工事をいう。以下同じ。)に係る<u>請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に元請工事を記載させる</u>。 ただし、<u>当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円を超えるところまで記載させる</u>。 また、軽微な建設工事(令第1条の2第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)が含まれる場合については、<u>軽微な建設工事に該当する元請工事は10件を超えて記載させる必要はない</u>。
- ロイに該当する元請工事の記載に続けて、<u>総完成工事高の7割を超えるところまで</u>、イで記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事について、請負代金の額の大きい順に工事を記載させる。
- ただし、<u>当該金額が1,000億円を超える場合は1,000億円を超えるところまで記載させる</u>。 また、<u>軽微な建設工事が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する工事は10</u> 件(上記イにおいて記載した軽微な建設工事の件数を含む。)を超えて記載させる必要は ない。
- (b)経営規模等評価の申請を行わない者の場合
- 完成工事の記載に関しては、主な工事について請負代金の額の大きい順に記載させることとなる。
- ④ 経営規模等評価申請を行う者が本表を作成する場合には、「請負代金の額」にあっては、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載させるよう指導するものとする。



年間平均完工高階層ごとの企業数(土木一式)

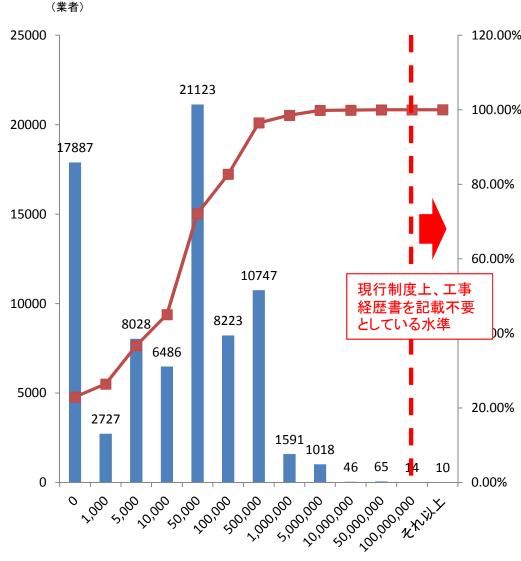


○土木一式(完工高)



■■業者数 ■■ 累積%

○土木一式(元請完工高)

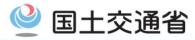


土木一式 年間元請平均完工高(千円)

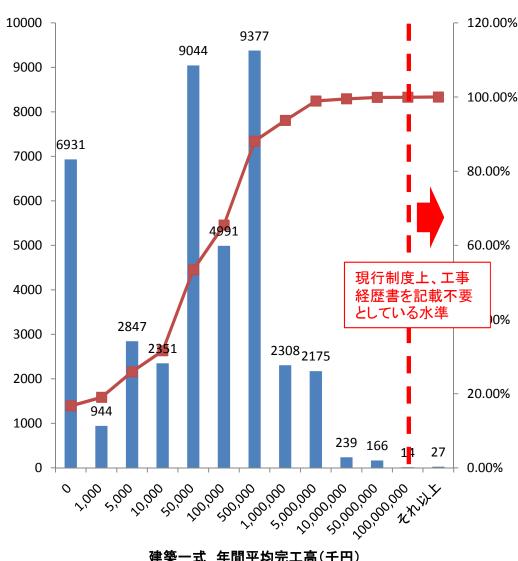
業者数 ———累積%

30

年間平均完工高階層ごとの企業数(建築一式)



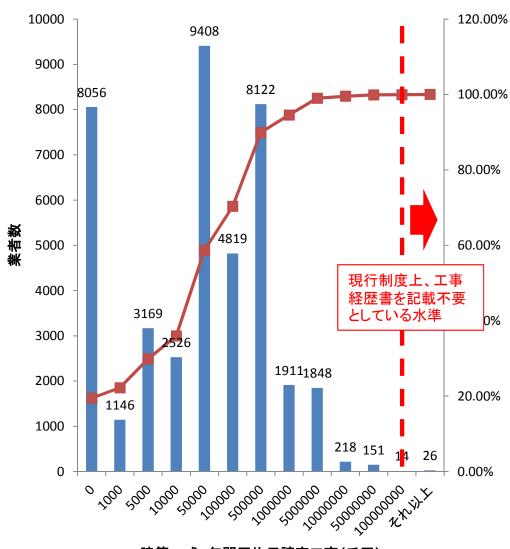
○建築一式(完工高)



建築一式 年間平均完工高(千円)

■業者数 ----累積%

○建築一式(元請完工高)



建築一式 年間平均元請完工高(千円)

業者数 → 累積 %